

佐賀県訓令甲第五号

労働委員会事務局

佐賀県労働委員会事務局処務規程（昭和二十六年佐賀県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

第十条を次のように改める。

（文書の管理）

第十条 文書の管理については、佐賀県文書規程（昭和五十五年佐賀県訓令甲第一号）の規定（同規程第四十五条第二項、第四十七条第二項及び第四十九条の規定を除く。）の例による。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。